



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年2月28日(金) 号外(第4号)

目次

ページ

告示

○群馬県県税条例第21条第1項の規定による告示(税務課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第57号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、条例第62条第1項に規定する個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告書の提出期限のうち、令和元年所得に係る提出期限については、年の途中において事業を廃止した場合を除き、同項の定めによらず、その期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年2月28日

群馬県知事 山 本 一 太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111